石川県ギャンブル等依存症対策推進計画
（令和６年度～令和１１年度）

令和６年１２月

石　　川　　県

は　じ　め　に

ギャンブル等依存症は、本人のみならず家族など周囲の人々をも巻き込んで、日常生活や社会生活に悪影響を及ぼします。さらには、多重債務などの金銭トラブルや、暴行や恐喝などの犯罪行為にもつながりかねない、深刻な社会問題です。

本県では、平成３０年１０月に施行された「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、令和３年３月に「石川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、関係機関と連携・協力しながら、予防から相談、治療、回復支援まで切れ目ない支援体制の構築を推進してまいりました。しかし、ギャンブル等依存症の通院患者数は、全国と同様に横ばいで推移しており、人口に占める通院患者の割合は全国の割合よりも高い水準で推移しています。

こうした中、国においては、ギャンブル等依存症に関する状況等の変化を踏まえ、令和４年３月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」を改訂しており、県としても国の基本計画や県のこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、引き続き、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進するため、この度、第２次の「石川県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定いたしました。

本計画では、これまでの「ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及」や「必要な支援につなげる相談支援体制づくり」、「医療の質の向上と医療体制の強化」、「回復支援の充実」、「依存症関係機関による連携体制の構築」といった５つの基本方針を掲げるとともに、これまでの施策を深化させつつ、災害や感染症流行時における相談支援の強化を図るなど、新たな取組を推進することといたしました。

今後とも、市町や関係機関、事業者と連携・協力しながら、県民の皆様方が健康で安心して暮らすことができる社会の実現に向けて、総合的なギャンブル等依存症対策に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりご協力を賜りました「石川県依存症対策連携会議」の委員の皆様をはじめとする関係各位に対し、厚く御礼申し上げます。

令和６年１２月

石川県知事　　馳　　浩

目　次

第１章 計画策定の趣旨等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

１　計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
２　計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
３　計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
４　ギャンブル等依存症の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第２章 石川県のギャンブル等依存症をめぐる状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

１　ギャンブル等をめぐる状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
２　ギャンブル等依存症の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第３章 計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

１　基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
２　基本的な方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

第４章　重点目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

第５章　施策体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第６章　具体的な取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

１　ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及 ・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（１） 依存症の理解を深めるための普及啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
（２） 青少年等に対する予防教育 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

２　必要な支援につなげる相談支援体制づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
（１） 依存症の本人及び家族等への相談支援体制の充実・強化 ・・・・・・・・・ 21
（２） 多機関の連携・協力による総合的な相談支援体制の構築 ・・・・・・・・・ 22

３　医療の質の向上と医療体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
（１） 依存症専門医療機関等における医療提供体制の強化 ・・・・・・・・・・・・ 23
（２） 依存症の治療が可能な医療機関の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

４　回復支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（１） 自助グループ等との連携推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
（２） 社会復帰支援の充実 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

５　依存症関係機関による連携体制の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
（１） 予防から相談、治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の強化 ・・・ 27
（２） 人材の育成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

第７章　推進体制等

１　関係施策との有機的な連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
２　推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
３　計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第１章　計画策定の趣旨等

１　計画策定の趣旨

ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により回復が期待できる一方、病気であることに気づきづらく、相談や治療につながりにくい病気です。また、ギャンブル等にのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障が生じるだけでなく、多重債務や自殺等の深刻な問題が生じる場合があることから、その対策が重要な課題となっています。

このため、平成３０年１０月に「ギャンブル等依存症対策基本法」（以下、「基本法」という。）が施行されました。

基本法では、「都道府県は、ギャンブル等依存症対策基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。」とされていることから、本県では、平成３１年４月に国が策定した「ギャンブル等依存症対策基本計画（第１期）」を踏まえ、令和３年３月に「石川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第１次）」を策定し、関係機関や関係団体と連携しながらギャンブル等依存症対策を推進してきました。

こうした中、国は、令和４年３月に「ギャンブル等依存症対策推進基本計画（第２期）」を策定しており、県としても国の動向やこれまでのギャンブル等依存症対策の現状を踏まえ、このたび、「石川県ギャンブル等依存症対策推進計画（第２次）」を策定することといたしました。

２　計画の位置づけ

本計画は、ギャンブル等依存症対策基本法第１３条第１項に基づき、本県の状況に応じたギャンブル等依存症対策の推進を図るため策定するものです。

計画策定にあたっては、「石川県医療計画」をはじめ、「いしかわ健康フロンティア戦略」、「石川県自殺対策計画」、「石川県アルコール健康障害対策推進計画」など、他の県計画と整合性を図っています。

３　計画の期間

本計画の期間は、令和６年度から令和１１年度までの６年間とします。

ただし、令和６年能登半島地震の影響を踏まえた対応、その他必要な事項については、計画の中間年である令和８年度を目途に計画の見直しを行います。

また、国の新たな基本計画の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

【ギャンブル等依存症対策基本法】
　ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、平成３０年７月に公布、同年１０月に施行された。

【ギャンブル等依存症対策の基本理念（基本法第３条）】
１　ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

２　ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとすること。

【都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画（基本法第１３条】
１　都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画を策定するよう努めなければならない。

２　都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

３　都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

４　ギャンブル等依存症の定義

（１）法的定義（基本法第２条）

ギャンブル等依存症対策基本法では、ギャンブル等依存症は、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されています。

ギャンブルとは：法律の定めるところにより行われる公営競技
（競馬・競輪・オートレース・モーターボート競走）
ギャンブル等とは：公営競技に加え、ぱちんこ屋に係る遊技、その他の射幸行為

（２）医学的定義

現在、国内の医療機関等で汎用されている精神科診断基準には、ICD※1及びDSM※2があり、ギャンブル等依存症はこれらの基準に基づいて診断されています。

ICD-10の分類では、「病的賭博」に、DSM-５での分類では、「ギャンブル障害（Gambling Disorder）」に位置づけられています。

※１ 世界保健機関（WHO）が身体・精神疾患に関する世界共通の分類確立を目指して作成した「国際疾病分類」のこと。「病的賭博（F63.0）」は、ICD-10での分類に位置づけられ、「持続的に繰り返される賭博であり、貧困になる、家族関係が損なわれる、個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する」と定義されている。また、令和４年１月に発効されたICD-11では、「物質使用及び行動嗜癖による障害」として「ギャンブル障害」が新たに分類されている。

※２ アメリカ精神医学会が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」のこと。「ギャンブル障害」は、DSM-５での分類に位置づけられ、「興奮を得たいがために、賭け金の額を増やして賭博をする要求」や「賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくることが多い」等、臨床的に意味のある機能障害または苦痛を引き起こすに至る持続的かつ反復性の問題賭博行動を示す場合が該当する。

（３）本計画における法的定義と医学的定義の関係

本計画では、医学的定義における「病的賭博」、「ギャンブル障害」の状態にある者も含め、ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある者を法的定義におけるギャンブル等依存症である者とします。

第２章　石川県のギャンブル等依存症をめぐる状況

１　ギャンブル等をめぐる状況

（１）県内における公営競技、遊技場店舗等の状況

【表１－１】県内の公営競技場

競技名	競技場名	所在地	競技施行者
競馬	金沢競馬場	金沢市	石川県 金沢市
ボートレース	ミニボートピア津幡	津幡町	群馬県みどり市

※ミニボートピア津幡はボートレース桐生の場外販売場。運営会社は株式会社グッドワン。

【表１－２】県内の遊技場店舗　（令和５年１２月３１日現在）

ぱちんこ店舗数	62店舗

※６２店舗のうち５０店舗が石川県遊技業協同組合に加入している。

（２）競馬の状況　（売得金額、利用者数）

金沢競馬の入場人員は、年々減少していましたが、平成２８年度以降は、コロナ禍を除き微減傾向にあり、令和５年度は約１３４，０００人となっています。

また、売得金については、インターネット投票による売上げが増加したことにより、近年は増加傾向にあります。

【図１】金沢競馬における入場人員及び売得金の推移

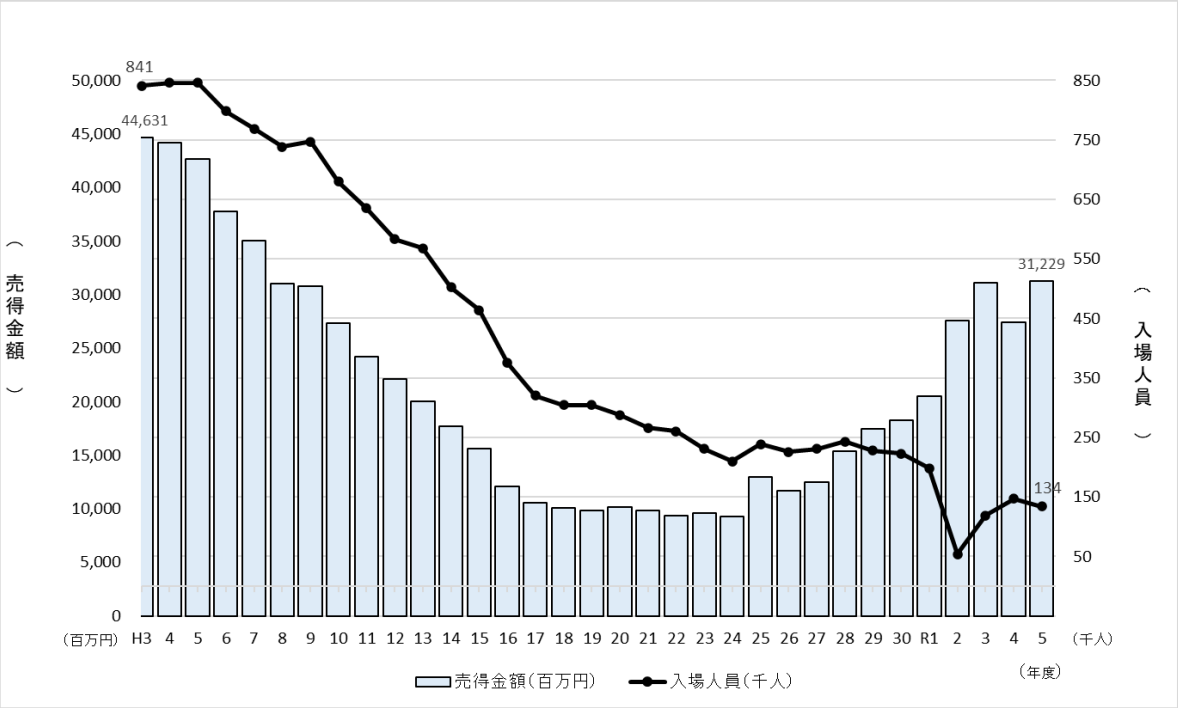

出典：県競馬事業局調べ

（３）ぱちんこの状況（店舗数、遊技台数）

県内におけるぱちんこの店舗数及び遊技台数は、緩やかに減少傾向にあり、令和５年度の店舗数は６２店舗、遊技台数は３３，５１０台（ぱちんこ台：２１，３５５台、スロット台：１２，１５５台）となっています。

【図２】 県内におけるぱちんこの店舗数及び遊技台数の推移

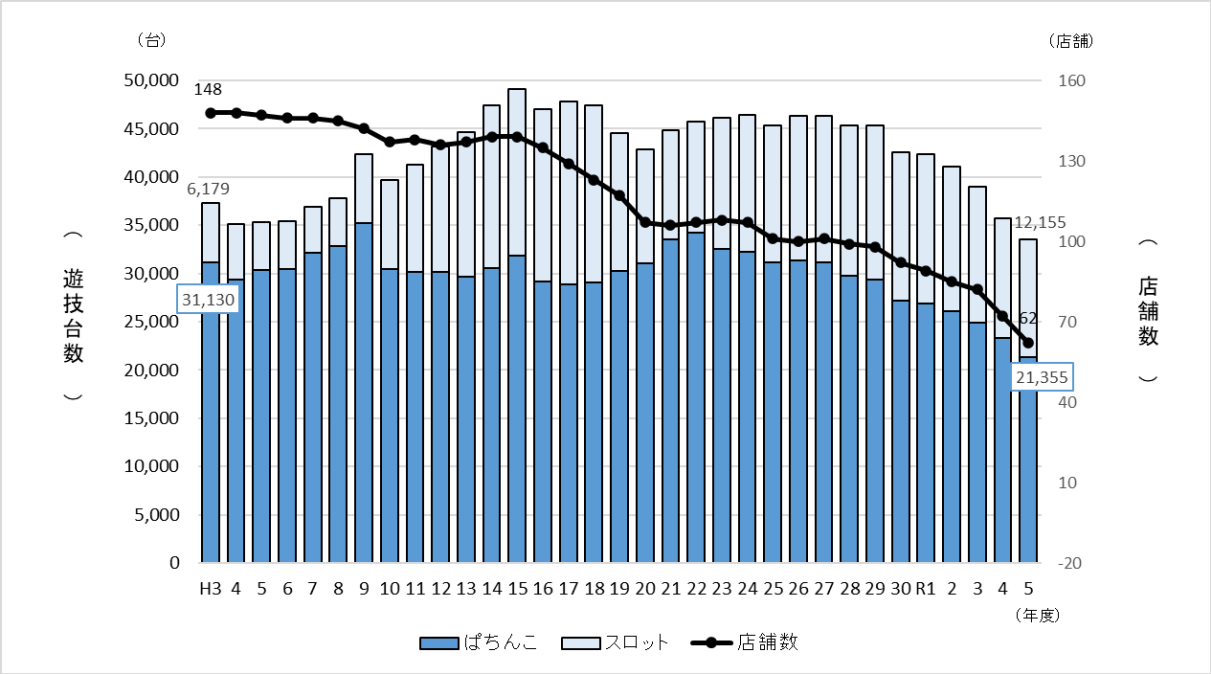

出典：全日本遊技事業協同組合連合会ホームページ「全国遊技場店舗数及び機械台数（警察庁発表）」

２　ギャンブル等依存症の状況

（１）ギャンブル等依存症患者数

ギャンブル等依存症の外来患者数は、国、県ともに近年、横ばいで推移しており、本県の令和３年度の患者数は３５人となっています。

【図３】ギャンブル等依存症外来患者数（１回以上）の推移

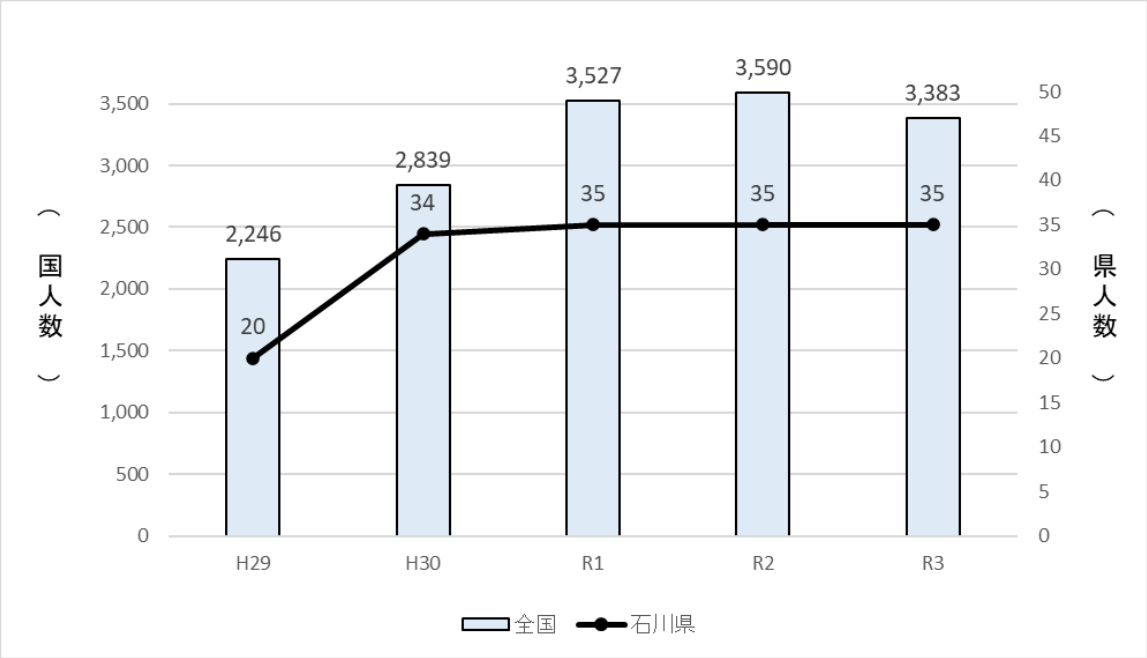

出典：精神保健福祉資料（NDB ベース）

【表２】ギャンブル等依存症の患者数・率（人口１０万対）

			H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
入　院	石川県	人数	0	非公表	非公表	非公表	非公表
		率	0.00	非公表	非公表	非公表	非公表
	全　国	人数	296	362	384	364	295
		率	0.24	0.29	0.31	0.29	0.24
通　院	石川県	人数	20	34	35	35	35
		率	1.75	2.99	3.09	3.11	3.13
	全　国	人数	2,246	2,839	3,527	3,590	3,383
		率	1.80	2.28	2.84	2.89	2.74

出典：精神保健福祉資料（NDB ベース）
※石川県の入院患者数は少数であるため、人数が「非公表」となり、人口１０万対は算出不可。

【参考】ギャンブル等依存症が疑われる者（推計）

	割合	全国	石川県
ギャンブル等依存症が疑われる者（過去１年以内）	2.2%	約 190 万人	約１万７千人

出典：独立行政法人国立病院機構久里浜医療センター「令和２年度依存症に関する調査研究事業『ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査』報告書」

※世界で最も多く用いられている簡易スクリーニングテスト SOGS による。２０点満点の質問項目中５点以上の場合にギャンブル等依存症の疑いありとされる。

※人口のデータソース：「令和２年国勢調査」における１８歳から７４歳までの人口

（２）ギャンブル等依存症相談件数

県こころの健康センター及び県保健福祉センター、金沢市福祉健康センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談件数は、増加傾向でしたが、令和５年度の相談件数（延）は１４９件と近年は横ばい傾向にあります。

【図４】県内におけるギャンブル等依存症相談件数（延）の推移

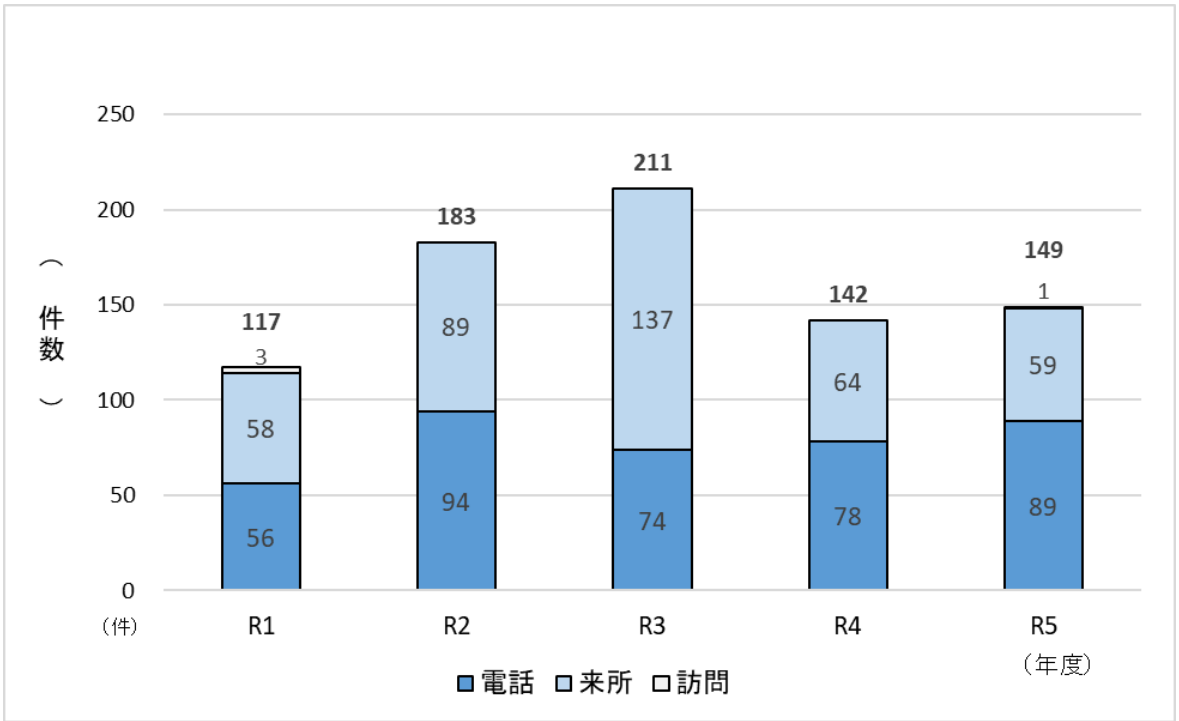

出典：県障害保健福祉課調べ

※県こころの健康センター、県保健福祉センター、金沢市福祉健康センターにおける相談件数

【参考】多重債務相談、生活困窮相談、自殺、ＤＶ、児童虐待、犯罪等の状況について

県消費生活支援センターにおける消費生活相談件数（延）は、近年、増加傾向にあり、令和５年度は３，９２７件となっています。このうち多重債務相談件数についても増加傾向にあり、全体の約２％程度で推移しており、令和５年度は７６件となっています。

【図５】県消費生活支援センターにおける消費生活相談件数と多重債務相談件数（延）の推移

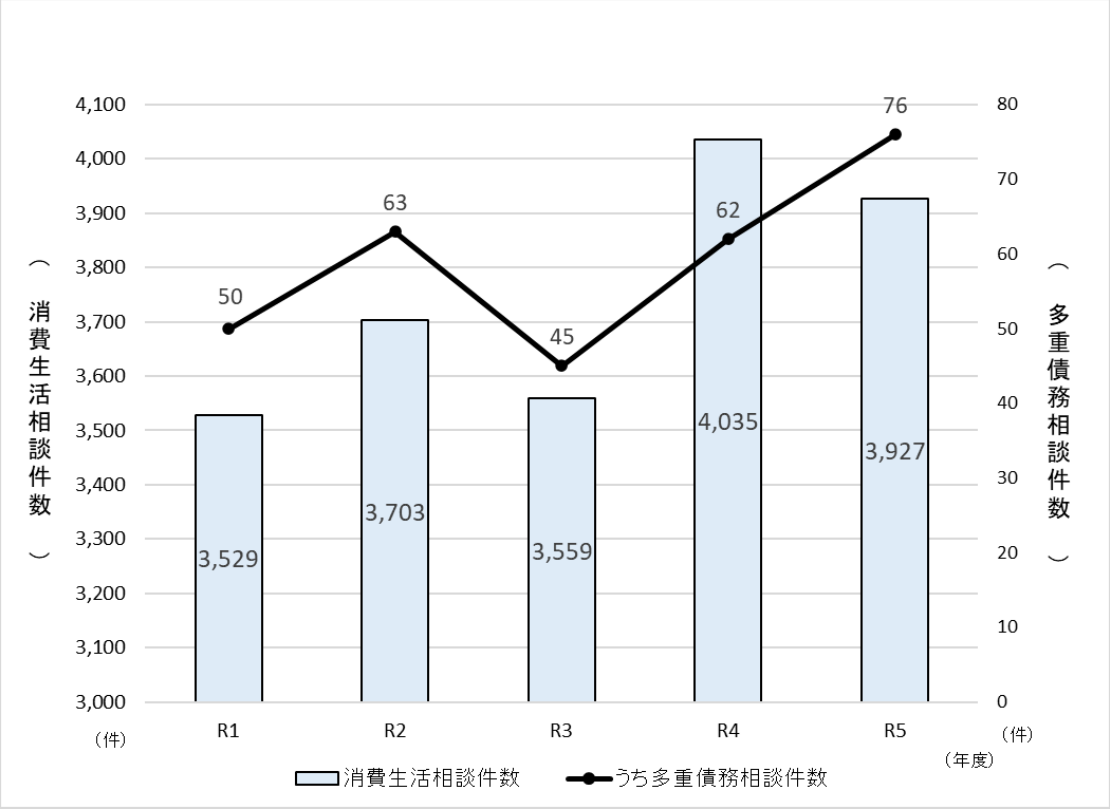

出典：全国消費生活情報ネットワークシステム（ＰＩＯ－ＮＥＴ R5.7.8 現在）

【参考】全国の県消費生活支援センターにおける消費生活相談件数と多重債務相談件数(延)(件)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
消費生活相談件数	939,580	941,673	846,911	899,064	891,247
うち多重債務相談件数	23,653	20,703	20,341	21,440	23,529

出典：全国消費生活情報ネットワークシステム(ＰＩＯ－ＮＥＴ)登録件数(R5.9.13 現在)

県司法書士会が実施している司法書士電話相談（へるぷねっといしかわダイヤル）における多重債務の相談件数（延）は、近年減少傾向にあり、令和５年度は７０件となっています。

【図６】司法書士電話相談における多重債務相談件数（延）の推移

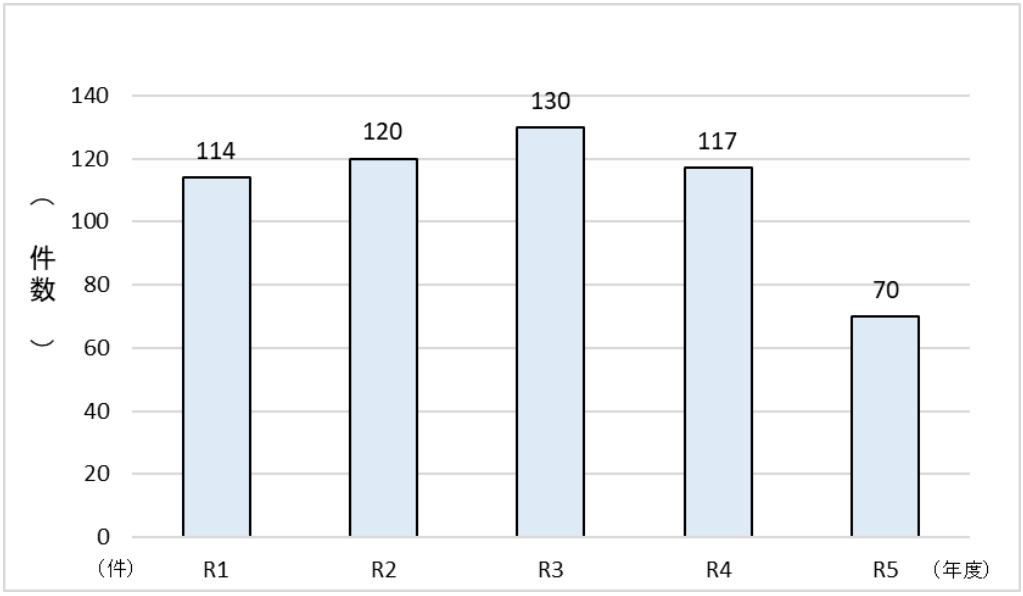

出典：石川県司法書士会調べ

生活困窮の新規相談受付数は、令和２年度を除いて近年は微増傾向にあり、令和５年度は２，２２２件となっています。

【図７】生活困窮新規相談受付件数の推移

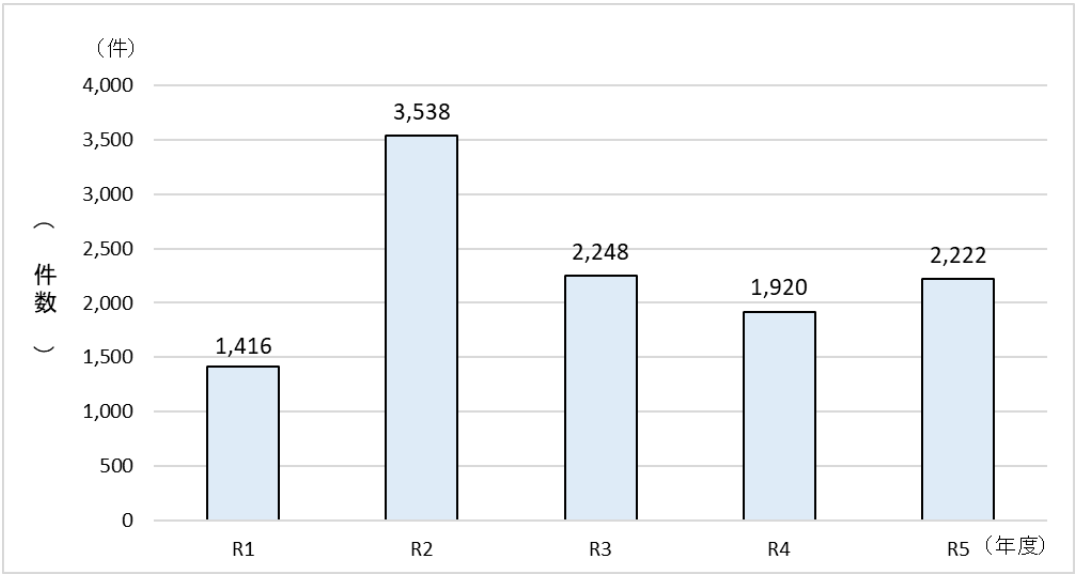

出典：県厚生政策課調べ
※県福祉事務所および市福祉事務所における相談件数

ギャンブル等依存症は、自殺の危険因子の一つであることが指摘されています。

本県の自殺者数はやや増加傾向にあり、令和４年度の自殺者数は１８５人となっています。

【表３】自殺者数・率（人口１０万対）

		H30 年	R1 年	R2 年	R3 年	R4 年
石川県	人数	146	160	168	152	185
	率	12.9	14.2	15.0	13.7	16.8
全 国	人数	20,031	19,425	20,243	20,291	21,252
	率	16.1	15.7	16.4	16.5	17.4

出典：厚生労働省「人口動態統計」

ギャンブル等依存症によって、理性の働きが抑えられること等による暴力との関連が指摘されています。

本県の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数（延）は、令和２年度をピークに、近年は減少しており、令和４年度は１，５７１件となっています。

【表４】配偶者暴力相談支援センターへの相談件数（延）の推移　　（件）

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
石川県	1,616	1,714	1,803	1,731	1,571
全　国	114,481	119,276	129,491	122,478	122,211

出典：石川県 女性活躍・県民協働課調べ、全国 内閣府男女共同参画局

※石川県…配偶者暴力相談支援センター(石川県女性相談支援センターと金沢市女性相談支援室)における相談件数

全　国…全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

児童虐待は、様々な要因が複雑に絡み合って起こると考えられていますが、その１つとしてギャンブル等依存症が関係していると言われています。

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、国、県ともに近年微増傾向にあり、本県の令和５年度の対応件数は１，６４５件となっています。

【表５】児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移　（件）

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
石川県	1,187	1,326	1,644	1,626	1,645
全　国	193,780	205,044	207,660	214,843	集計中

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

※石川県…県児童相談所及び金沢市児童相談所における相談対応件数

全　国…全国の児童相談所等における相談対応件数

犯行の動機・原因の１つとしてギャンブル等への欲求があります。本県の刑法犯件数は国、県ともに近年、増加傾向にあり、本県の令和５年度の刑法犯件数は２，６３８件となっています。

【表６】刑法犯件数の推移　（件）

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
石川県	2,246	2,493	2,421	2,241	2,638
全　国	294,206	279,185	264,485	250,350	269,550

出典：警察庁「犯罪統計」

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

（１）ギャンブル等依存症の発症予防、治療及び回復支援の各段階に応じた適切な対策を講じます。

（２）ギャンブル等依存症である本人や家族の生きづらさを理解し、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう総合的な支援を行います。

（３）アルコール・薬物依存症に関する施策や多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携を図ります。

２　基本的な方針

（１）ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

ギャンブル等依存症が病気であることや誰もがなり得ること、適切な医療や支援により回復が可能であることといった正しい知識を県民に広く普及啓発することにより、ギャンブル等依存症への予防につながる取組を推進します。また、チェックリスト等を活用し、病気であることに気づくための取組を推進します。

（２）必要な支援につなげる相談支援体制づくり

県こころの健康センターや県保健福祉センター等において、ギャンブル等依存症の本人及び家族等への相談支援を実施するとともに、家族教室を開催し、家族がギャンブル等依存症への理解を深められるよう支援します。

また、ギャンブル等依存症に関する研修を実施し、ギャンブル等依存症である者等及びその家族に接する機会のある相談窓口対応者や支援者の対応能力向上を図ります。

（３）医療の質の向上と医療体制の強化

ギャンブル等依存症の専門医療機関等における医療従事者の資質の向上を図るとともに、ギャンブル等依存症の治療が身近な地域で受けることができるよう、かかりつけ医（一般医療機関）への研修や専門医療機関等とかかりつけ医の連携を強化します。

（４）回復支援の充実

ギャンブル等依存症である者等の回復や社会復帰が円滑に進むよう、関係機関・団体や自助グループ等と連携した取組を推進します。

（５）依存症関係機関による連携体制の構築

アルコール・薬物依存をはじめ、多重債務、貧困、犯罪、虐待、自殺等の問題に取り組む関係機関と連携を図り、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の相談・治療・回復を途切れなく支援できる体制を構築します。

第４章　重点目標

１　ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を積極的に行い、県民のギャンブル等依存症への関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の発症を予防します。

２　ギャンブル等依存症である者等とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、専門医療機関や相談機関等の充実を図るとともに、相談から治療、回復支援に至るまでの切れ目のない支援体制を整備します。

３　行政、医療、福祉及び司法等の関係機関や当事者団体、関係事業者等が相互理解を深め、包括的な連携協力体制を構築し、ギャンブル等依存症対策を総合的に推進します。

第５章　施策体系

基本方針１：ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

- （１）　依存症の理解を深めるための普及啓発
  - ア　依存症に対する正しい知識の普及と理解の促進
  - イ　関係事業者による普及啓発
- （２）　青少年等に対する予防教育
  - ア　学校教育等における予防教育の推進
  - イ　関係事業者による若年層への予防に関する取組の推進

基本方針２：必要な支援につなげる相談支援体制づくり

- （１）　依存症の本人及び家族等への相談支援体制の充実・強化
- （２）　多機関の連携・協力による総合的な相談支援体制の構築

基本方針３：医療の質の向上と医療体制の強化

- （１）　依存症専門医療機関等における医療提供体制の強化
- （２）　依存症の治療が可能な医療機関の充実

基本方針４：回復支援の充実

- （１）　自助グループ等との連携推進
- （２）　社会復帰支援の充実

基本方針５：依存症関係機関による連携体制の構築

- （１）　予防から相談、治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の強化
- （２）　人材の育成

第６章　具体的な取組

１ ギャンブル等依存症の予防及び正しい知識の普及

（１） 依存症の理解を深めるための普及啓発

ア　依存症に対する正しい知識の普及と理解の促進

＜現状と課題＞

「ギャンブル等依存症問題啓発週間（５月１４日～２０日）」等に、ギャンブル等依存症に対する正しい知識の普及啓発を実施していますが、十分とは言い難い状況にあります。

＜取組の方向性＞

ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と理解の促進のための普及啓発を積極的に行い、県民のギャンブル等依存症の発症予防に努めます。

＜具体的取組＞

○県のホームページ等で、ギャンブル等依存症の正しい知識と県こころの健康センターをはじめ、ギャンブル等依存症関連問題の各種相談窓口を周知します。

○県は、依存症チェックリストを掲載したリーフレット等を作成し、関係事業者やギャンブル等依存症関連問題相談窓口、市町等を通じて普及啓発を行います。

○県は、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」はもとより、あらゆる機会を通じて、ギャンブル等依存症の正しい知識の普及啓発を行います。

○県は、新聞やラジオなどの媒体を通して、多重債務に関する注意喚起を行います。

○県は、関係団体や自治体と連携して多重債務者無料相談会を実施するとともに会場にギャンブル依存症に関するパンフレットを設置し、ギャンブル依存症を周知します。

○県は、公営競技の職員に対するギャンブル等依存症対策に関する研修会を実施し、正しい知識の普及を図ります。

○心のサポーター（メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚に対する傾聴を中心とした支援を行う者）の養成をはじめとする精神疾患に関する普及啓発の取組を通じて、周囲がギャンブル等依存症を含む依存症に早期に気づけるよう普及啓発の取組を推進します。

イ　関係事業者による普及啓発

＜現状と課題＞

公営競技や遊技業等の関係事業者は、利用者のみならず、広く一般職員向けにギャンブル等依存症に対する注意喚起を実施していますが、インターネット投票による参加者が増加しており、ギャンブル等依存症の発症予防・早期発見のための普及啓発を強化する必要があります。

＜取組の方向性＞

公営競技や遊技等の利用者が、ギャンブル等依存症ならびに関連問題への関心と理解を深め、発症予防・早期発見につながるよう、関係機関が連携し、積極的な普及啓発に努めます。

＜具体的取組＞

○告知ポスターや新聞・雑誌広告等により、一般県民向けにギャンブル等依存症に関する注意喚起を行うとともに、競技場内及びぱちんこ店舗内においてポスター掲示等により、注意喚起を行います。

○公営競技や遊技等の利用者に、依存症チェックリストを掲載したリーフレット等を配布します。

○国は、令和６年度までにインターネット投票サイトにおいて購入制限を視覚で訴えるための新たな注意喚起を導入することとしていることから、国の動向を踏まえ必要な取組を推進します。

【関係事業者の取組】

県競馬事業局	・場内に依存症啓発ポスターを掲示 ・ホームページで「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の相談窓口を掲載 ・競馬事業局職員に対するギャンブル等依存症対策に関する研修会の実施
石川県遊技業協同組合	・店内に依存症問題の相談機関である「リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）」相談窓口告知ポスター掲示 ・共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」による啓発 ・安心パチンコ・パチスロリーフレットの設置 ・ぱちんこ営業所の ATM 等の撤去等 ・「パチンコ・パチスロ依存問題啓発週間（5/14～5/20）」を設け、ポスター掲示等の広報啓発活動を実施 ・業界の依存症問題対策に関する周知活動を通年で実施 ・アクセス制限（自己申告プログラム・家族申告プログラム）の利用促進の推進
株式会社グッドワン	・場内へのポスターの掲示や出走表・ホームページ等による注意喚起など、ギャンブル依存症問題に関しての啓発を実施 ・場内において行政、関係団体等が作成した啓発資料等を配布

（２） 青少年等に対する予防教育

ア　学校教育等における予防教育の推進

＜現状と課題＞

○ギャンブル等依存症に関する教育は、令和４年度より高等学校の保健の授業において、「ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。」とされ、精神疾患の一つとしてギャンブル等依存症を含めた依存症について取り上げることになっています。

○文部科学省ではギャンブル等依存症に関する指導を行うことを目的とした高等学校の教師用指導参考資料として、「『ギャンブル等依存症』などを予防するために」や、高等学校の生徒向け啓発資料として「行動嗜癖を知っていますか？ ギャンブル等にのめり込まないために」を作成しています。

○消費者庁ではギャンブル等依存症に関する青少年向け啓発用資料として、「『のめり込み』にはくれぐれもご注意を」を作成し、周知を行っています。

＜取組の方向性＞

生徒や学校教育において生徒の指導に当たる教員へのギャンブル等依存症に関する正しい知識の啓発に努めます。

＜具体的取組＞

○教職員等を対象とした研修会等を通じて、高等学校学習指導要領の保健体育科におけるギャンブル等依存症等を含む精神疾患について、教師用指導参考資料も必要に応じて活用しながら、適切に指導を行うことができる教員の養成を推進します。

○学校教育の機会等を通じて、ギャンブル等依存症を含む行動嗜癖を生み出す要因や行動嗜癖によって生じる問題点、自らの生活の振り返りなどを内容とする啓発用資料等も活用しながら、予防教育や情報発信の取組を推進します。

イ　関係事業者による若年層への予防に関する取組の推進

＜現状と課題＞

ギャンブル等依存症の発症を予防するために、本人・家族の申告による利用制限や、２０歳未満の者の利用禁止等、関係事業者によるアクセス制限等を実施していますが、十分に周知されていないため、積極的な周知を図る必要があります。

＜取組の方向性＞

公営競技の投票券の購入は２０歳未満、ぱちんこの利用は１８歳未満の者は禁止であることの周知を徹底するとともに、アクセス制限等の適切な運用と周知に努めます。

＜具体的取組＞

○関係事業者は、競技場内や店舗内等において警備員や従業員による声かけや年齢確認、場内放送やポスターによる注意喚起を実施します。

○ギャンブル等依存症である者等またはその家族の申告により、入場の制限や使用上限金額の設定等を行うなど、アクセス制限に取り組みます。

【関係事業者の取組】

県競馬事業局	・馬券発売窓口に 20 歳未満購入防止のステッカーを貼り付け ・大型映像装置にて 20 歳未満購入防止の注意喚起画面を表示 ・20 歳未満の者による勝馬投票券の購入が不可であること（競馬法）についてホームページに掲載 ・アクセス制限（自己申告プログラム・家族申告プログラム）
石川県遊技業協同組合	・18 歳未満入場禁止ポスター・遊技禁止シール、年齢確認シートを掲示 ・アクセス制限（自己申告プログラム・家族申告プログラム）
株式会社グッドワン	・20 歳未満と思われる者に対して警備員による声かけ及び年齢確認を実施し、20 歳未満の者による舟券の購入を防止 ・20 歳未満の者の舟券購入制限を出走表・ホームページ等に掲載し、場内アナウンスで注意喚起を実施 ・アクセス制限（自己申告プログラム・家族申告プログラム）

2　必要な支援につなげる相談支援体制づくり

（1） 依存症の本人及び家族等への相談支援体制の充実・強化

＜現状と課題＞

○ギャンブル等依存症の進行・再発を予防するためには、早期発見・早期介入が重要であるため、平成３１年４月に、県こころの健康センターを「依存症相談拠点機関」に選定しました。県内のギャンブル等依存症が疑われる人数に対して、相談機関等に寄せられる相談件数は十分であるとは言えず、早期発見、早期介入に向け、相談機関と関係機関が連携し、取り組む必要があります。

○災害や感染症流行時には、不安感、ストレス、孤立などから不健康な行動パターンに陥りやすく、依存症等の増加が懸念されることから、依存症に関する注意喚起を強化する必要があります。

＜取組の方向性＞

ギャンブル等依存症に関係する様々な機関において相談支援体制を整備し、関係機関等との連携により、早期に必要な支援につなげることができるよう、体制整備を図ります。

＜具体的取組＞

○県こころの健康センターや県保健福祉センター等でギャンブル等依存症である者等及びその家族の相談を受け付け、医療機関や自助グループ等の関係機関と連携しながら支援を行います。

○県こころの健康センターや県保健福祉センター等において、ギャンブル等依存症である者の家族がギャンブル等依存症についての正しい知識や当事者への上手な関わり方を学ぶことができる家族教室等を開催します。

○災害時には、心のケアを必要とする人のために相談場所を設置するほか、感染症流行時には、ＳＮＳ等を活用した相談を実施する等、それぞれの状況に応じた相談支援の体制を整備します。

（2） 多機関の連携・協力による総合的な相談支援体制の構築

＜現状と課題＞

ギャンブル等依存症の関連問題には、多重債務や貧困、犯罪、虐待、自殺等があり、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入する必要がありますが、本人に自覚がなく、支援につながっていないことがあります。

＜取組の方向性＞

ギャンブル等依存症関連問題に対応する相談従事者の依存症に対する知識を向上させることにより、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげます。

＜具体的取組＞

○ギャンブル等依存症関連問題に関係する相談機関は、ギャンブル等依存症が背景にある場合は、相談拠点等を紹介します。

○県は、ギャンブル等依存症や関連問題に対応する相談員に対して、ギャンブル等を原因とする借金の債務整理について（自己破産による免責の可否及び任意整理についての相談等）の理解を促します。

○県福祉事務所等において、複合的な課題を抱える生活困窮者に対してワンストップの相談窓口を設置し、相談支援員による包括的な支援を実施します。

○児童虐待等の背景に、保護者のギャンブル等依存症の問題が見受けられる場合には、子どもへの養育についての指導を行うとともに、保護者に医療機関の受診を勧める等の適切な支援に繋げます。

○県こころの健康センターを相談拠点とし、ギャンブル等依存症の本人及び家族等への相談を受け付け、医療機関や自助グループ等の関係機関と連携しながら支援を行います。

【関係事業者の取組】

県競馬事業局	・競馬総務課にてギャンブル等依存症相談窓口を設置
石川県遊技業協同組合	・「パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会」や相談機関である「リカバリーサポート・ネットワーク」との連携を推進
株式会社グッドワン	・相談者やその家族に対し、必要に応じて一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センターや県こころの健康センター、その他関係機関を紹介

3　医療の質の向上と医療体制の強化

（1） 依存症専門医療機関等における医療提供体制の強化

＜現状と課題＞

○ギャンブル等依存症は、適切な医療や支援により回復が十分可能ですが、ギャンブル等依存症の専門医療機関の不足等から、ギャンブル等依存症である者等が地域で必要な医療を受けられる体制は十分とは言い難い状況です。

○国は、「依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について」（平成２９年６月１３日付け厚生労働省通知）により、各都道府県において、専門的な医療を提供する「依存症専門医療機関」及び医療提供に加えて研修や情報発信等を行う「依存症治療拠点機関」（以下これらを「専門医療機関等」という。）の整備を進めることとされています。

○県では、令和２年から専門医療機関を指定し、ギャンブル等依存症の治療を適切に受けられる体制を整備しており、令和６年３月末時点で２機関を指定しています。

＜取組の方向性＞

ギャンブル等依存症である者等が、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関等の拡充を図り、質の高い医療の提供に努めます。

＜具体的取組＞

○県は、専門医療機関等の拡充に努めます。

○県は、専門医療機関等の職員を国指定の研修に派遣します。

（２） 依存症の治療が可能な医療機関の充実

＜現状と課題＞

ギャンブル等依存症の専門医療機関は２機関に留まっていることから、専門医療機関等が中心となり、地域の精神科医療機関や内科等のかかりつけ医等との連携のもと医療提供体制を整備する必要があります。

＜取組の方向性＞

地域の身近な精神科医療機関で、ギャンブル等依存症の治療を受けることができ、必要に応じて専門医療機関等につなぐための体制づくりを進めます。

また、内科等のかかりつけ医が依存症を早期発見・早期介入するための取組を進めます。

＜具体的取組＞

○依存症治療拠点機関は、精神科医療機関の従事者を対象にギャンブル等依存症に関する研修を実施し、地域の精神科医療機関の従事者がギャンブル等依存症について学ぶ機会を提供します。

○県は、ギャンブル等依存症が疑われる者を早期に適切な医療につなげるため、内科等のかかりつけ医等を対象に依存症に関する研修会等を実施します。

4　回復支援の充実

（1） 自助グループ等との連携推進

＜現状と課題＞

ギャンブル等依存症の回復においては、同じ目的を持った仲間とともに取り組むことが有効といわれており、県内では、以下６つの自助グループ等が活動しています。また、ギャンブル等依存症である者等の自立を支援する自立訓練施設が２か所あります。

【ギャンブル等依存症に関する自助グループ等】

区分	団体名	グループ名	活動拠点
当事者グループ	GA（ギャンブラーズ・アノニマス）	GA 石川グループ（小松支部）	小松市
		GA 野々市グループ	野々市市
家族や友人のグループ	ギャマノン	たんぽぽ	金沢市
		石川・どんぐり	金沢市
		金沢ひばり	金沢市
	GAFA	金沢ステップ	金沢市
		ののいちステップ	野々市

区分	施設名	運営主体	所在地
自立訓練施設（生活訓練）	マインド	（株）鏡心	金沢市
	ステップ		金沢市

出典：石川県こころの健康センター　社会資源情報（令和６年度）

＜取組の方向性＞

ギャンブル等依存症である者等及びその家族が、必要に応じて自助グループ等に繋がることができるよう、積極的な周知に努めるとともに、自助グループ等との連携により、ギャンブル等依存症対策を推進します。

＜具体的取組＞

○県こころの健康センターのホームページ等で、自助グループ等を周知します。

○県こころの健康センターや県保健福祉センターは、自助グループ等と協働し、家族教室や研修会等の依存症対策を実施します。

○県こころの健康センターや県保健福祉センター等の関係機関において、自助グループ等の回復に役立つ社会資源情報について周知を図ります。

（2） 社会復帰支援の充実

＜現状と課題＞

ギャンブル等依存症の回復のためには、医療機関への通院等が必要な場合もあり、職場の理解や配慮が必要となりますが、職場を含む社会全体において、ギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解がまだ十分に普及しているとは言い難い状況にあります。

＜取組の方向性＞

就労及び復職、治療等が偏見なく行われるよう、職場における理解や支援を促進するための取組を進めます。

＜具体的取組＞

○県は、石川産業保健総合支援センター等の職域保健との連携により、職場における普及啓発を実施します。

○県こころの健康センターや県保健福祉センター等でギャンブル等依存症である者及びその家族の相談を受け付け、医療機関や自助グループ等の関係機関と連携しながら支援を行います。（再掲）

○県こころの健康センターは、ギャンブル等依存症である者等を対象に、SAT-G（島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム）等のより専門的な支援を実施し、ギャンブル等依存症からの回復を支援します。

○県こころの健康センターや県保健福祉センターで家族教室を開催し、家族自身がギャンブル等依存症への理解を深められるよう支援します。（再掲）

5　依存症関係機関による連携体制の構築

（1） 予防から相談、治療、回復支援までの切れ目のない支援体制の強化

＜現状と課題＞

国は、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成２９年６月１３日付け厚生労働省通知）により、都道府県に対し、行政、医療、福祉及び司法を含めた関係機関の密接な連携、依存症に関する情報や課題の共有等を目的として、関係機関による連携会議を開催するよう求めています。

これを受けて、県は、令和３年１月に「ギャンブル等依存症対策推進会議」を設置し、令和３年１０月には、「アルコール健康障害対策推進会議」と「ギャンブル等依存症対策推進会議」の２つの会議を併せ、「依存症対策連携会議」を設置しました。

＜取組の方向性＞

○ギャンブル等依存症対策を推進するにあたっては、アルコールや薬物等の各種依存症対策と有機的な連携を図るとともに、予防から相談、治療、回復支援まで、切れ目なく支援する体制を整備します。

○ギャンブル等依存症をはじめとする依存症を含む精神障害のある者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

＜具体的取組＞

○県は、「依存症対策連携会議」を開催することにより、行政、医療、福祉及び司法等の関係機関と依存症対策の現状と課題について情報共有を行い、密接な連携のもと、必要な施策を推進します。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、障害福祉圏域、市町ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を整備します。

（2） 人材の育成

＜現状と課題＞

ギャンブル等依存症の相談・治療体制の充実を図るためには、医療・相談従事者の質の向上が求められています。

＜取組の方向性＞

専門医療機関等や相談拠点機関等の職員を国指定の研修等に派遣し、質の高い医療・相談支援の提供を図ります。

また、身近な地域で適切な医療・相談支援が提供されるよう、依存症治療拠点機関等で研修を実施し、人材の育成及び質の向上に努めます。

＜具体的取組＞

○県は、依存症専門医療機関等や相談拠点機関等の職員を国指定の研修に派遣します。（再掲）

○依存症治療拠点機関は、精神科医療機関の従事者を対象にギャンブル等依存症に関する研修を実施し、地域の精神科医療機関従事者がギャンブル等依存症について学ぶ機会を提供します。（再掲）

○県こころの健康センターや県保健福祉センターは、相談支援従事者を対象にギャンブル等依存症に関する研修を実施します。

第７章　推進体制等

１　関係施策との有機的な連携

本計画に基づく施策の推進にあたっては、石川県医療計画、いしかわ健康フロンティア戦略、石川県自殺対策計画及び石川県アルコール健康障害対策推進計画に基づく取組等、関係施策との有機的な連携により取り組むこととします。

２　推進体制

行政、医療、福祉及び司法等の関係機関や当事者団体、関係事業者等からなる推進会議において、本計画の取組の成果と課題を検証し、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進に向けて検討します。

３　計画の見直し

国の基本計画の動向及び推進会議における議論を踏まえ、必要な協議や計画の達成状況の評価等を実施します。

石川県依存症対策連携会議委員名簿

関係機関・団体名	役職名	氏名
日本精神科病院協会石川県支部	支部長	青木　達之
石川県臨床心理士会	副会長兼 医療保健領域委員長	浅田　伸史
石川県小売酒販組合連合会	会長	井波　成英
石川県精神保健福祉士会	会長	蔭西　操
石川県立こころの病院 （依存症県連携拠点医療機関）	院長	北村　立
石川県高等学校長協会	理事	佐藤　昌宏
石川県医師会	理事	下畑　創
石川県遊技業協同組合	理事長	玉川　昌範
金沢保護観察所	統括保護観察官	塚田　三貴雄
ときわ病院	副院長	内藤　暢茂
石川県断酒会	会長	長田　弘信
石川県競馬事業局	局長	中山　隆志
ギャンブル等依存症の当事者	当事者	ヒカリ
金沢弁護士会	弁護士	村上　久幸
松原病院 （依存症県連携拠点医療機関）	院長	森川　恵一

五十音順、敬称略

「石川県ギャンブル等依存症対策推進計画」策定経緯

年　月　日	経　過　等	主な協議事項
令和５年１２月１８日	令和５年度 石川県依存症対策連携会議	「石川県ギャンブル等健康障害対策推進計画」の骨子案について
令和６年７月３１日	令和６年度 石川県依存症対策連携会議	「石川県ギャンブル等健康障害対策推進計画」の素案について
令和６年 ９月２４日～１０月２４日	パブリックコメントの実施	

相談機関一覧

＜こころの健康センター、県保健福祉センター、金沢市福祉健康センター＞

名称	電話番号	住所	管轄市町
石川県こころの 健康センター	076-238-5750	金沢市鞍月東2丁目 6番地	県内全域
石川県こころの 相談ダイヤル	(平日9時～17時) 076-237-2700 (平日17時～翌日9時、 土日祝0時～24時) 0570-783-780	―	
石川県南加賀 保健福祉センター	0761-22-0796	小松市園町ヌ48番地	小松市、加賀市、 能美市、川北町
石川県石川中央 保健福祉センター	076-275-2250	白山市馬場2丁目 7番地	かほく市、白山市、 野々市市、津幡町、 内灘町
石川県能登中部 保健福祉センター	0767-53-2482	七尾市本府中町 ソ27番9	七尾市、羽咋市、 志賀町、宝達志水町、 中能登町
石川県能登北部 保健福祉センター	0768-22-2011	輪島市鳳至町畠田 102番4	輪島市、珠洲市、 穴水町、能登町
金沢市泉野 福祉健康センター	076-242-1131	金沢市泉が丘1丁目 2番22号	金沢市 （詳細は各福祉健康センターにお問い合わせください）
金沢市元町 福祉健康センター	076-251-0200	金沢市元町1丁目 12番12号	
金沢市駅西 福祉健康センター	076-234-5103	金沢市西念3丁目 4番25号	

※こころの健康センターの受付時間
　祝日・年末年始を除く月～金曜日8時30分～17時15分まで
※県各保健福祉センターの受付時間
　祝日・年末年始を除く月～金曜日8時30分～17時45分まで
※金沢市各福祉健康センターの受付時間
　祝日・年末年始を除く月～金曜日8時30分～17時15分まで

＜自助グループ等＞

こころの健康センターホームページをご覧ください。

アドレス：https://www.pref.ishikawa.lg.jp/fukusi/kokoro-home/kokoro/shiryou.html

石川県健康福祉部障害保健福祉課
〒９２０－８５８０　金沢市鞍月１丁目１番地
ＴＥＬ：０７６（２２５）１４２７
ＦＡＸ：０７６（２２５）１４２９
E-mail：shofuku2@pref.ishikawa.lg.jp